

行方市通学路交通安全プログラム
～通学路の安全確保に関する取組の方針～

平成27年2月

行方市通学路安全推進会議

[平成28年4月改訂]

1. プログラムの目的

平成24年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、行方市では、平成24年8月に小学校の通学路において、平成25年8月に中学校の通学路において、関係機関と連携して緊急合同点検を実施しました。その後も、緊急合同点検の枠組みを維持し、平成26年度にも合同点検を実施するなど、必要な対策内容について関係機関で協議してきました。

引き続き通学路の安全確保に向けた取組を行うため、このたび、関係機関の連携体制を構築し、「行方市通学路交通安全プログラム」を策定しました。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図ります。

2. 通学路安全推進会議の設置

関係機関の連携を図るため、下記をメンバーとする「通学路安全推進会議」を設置しました。

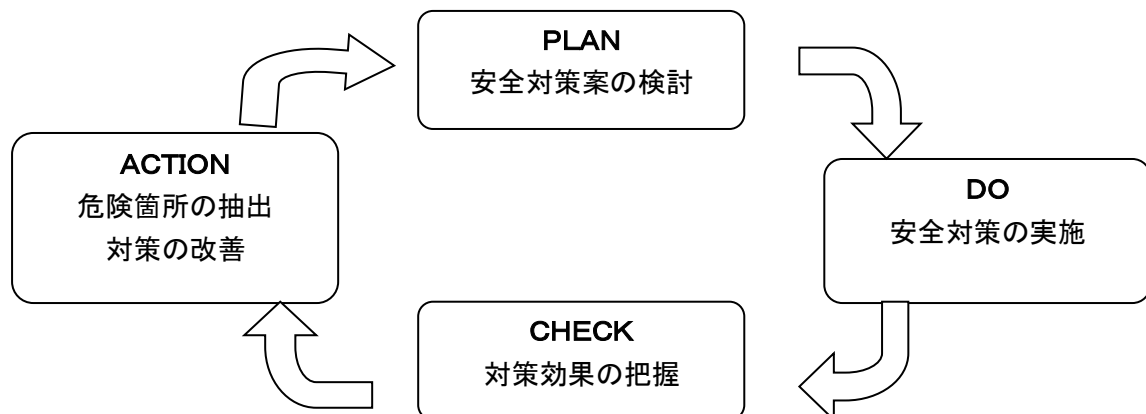
- ・小中学校PTA代表者
- ・小中学校教職員代表者
- ・茨城県銚田工事事務所
- ・市建設部都市建設課
- ・行方警察署
- ・市総務部総務課
- ・市教育委員会学校教育課（事務局）
- ・市建設部道路維持課

3. 取組方針

(1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、今後も合同点検を継続するとともに、対策実施後の効果把握も行い、対策の改善・充実を行います。

これらの取組をPDCAサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。



(2) 定期的な合同点検

○合同点検の実施

- ・毎年1回、合同点検を実施します。

○合同点検の体制

- ・学校、保護者、道路管理者、警察が参加する合同点検を行います。必要に応じて県交通安全アドバイザー、地元区長等に参加を依頼します。

(3) 対策の検討

- ・合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、箇所ごとに歩道整備や注意喚起看板の設置などのハード対策、交通規制や交通安全教育のようなソフト対策など対策必要箇所に応じて具体的な実施メニューを検討します。

(4) 対策の実施

- ・対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう、関係者間で連携を図ります。

(5) 対策効果の把握

- ・合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、実際に期待した効果が上がっているのか、また児童生徒等が安全になったと感じているのかを学校に確認し、効果を把握します。

(6) 対策の改善・充実

- ・対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図ります。

4. 箇所図、箇所一覧表の公表

- ・点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために「対策一覧表」及び「対策箇所図」を作成し、公表します。